

## 工事上の注意事項

西鹿児島東口開発ビル（キャンセルビル）6階テナント区画

### I. 一般事項

1. 賃貸借物件の内装設計に当たっては、次の法規を遵守して下さい。
  - ・ 建築基準法及び同施行令、施行規則
  - ・ 防災計画書に基づく指導事項
  - ・ 消防法及び同施行令、施行規則
  - ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律、薬事法、風俗営業法、理容師法・美容師法、及び保健所指導事項、電気設備技術基準及び内線規定
  - ・ その他関連法規及びそれに準ずるもの
2. C工事の設計施工に当たっては、事前に当社と打合せをさせていただきます。その場合必要な書類・図面資料等（平面図、天井伏図、断面図、展開図、仕上表、工程表等）の提出をお願いしております。また、当社の指示に従って施工を進めて下さい。
3. 建物の躯体に係る工事はできない場合があります、また、施工に当たって当社で指定または許可した業者以外ではできませんのでご注意下さい。
4. 騒音や振動、粉塵等が発生する施工については全て夜間工事（21時00分から翌7時00分）とします。夜間工事の対象とすべき施工については、事前に当社と打合せにおいて決定するものとします。
5. 防災・消防設備の機能を妨げないよう十分に注意して設計して下さい。即ち、スプリンクラー・自動火災報知設備・消火器・排煙設備・誘導灯・非常照明・非常放送設備・防火戸・避難設備等に支障をきたさないよう注意して下さい。
6. 全ての壁及び天井下地等は不燃材または準不燃材として下さい。
7. 非常口には通路規制があり、非常の場合、避難通路を確保しなければなりません。避難通路に支障の生じないようにご注意下さい。
8. 雑音及び騒音の発生する機器類の使用は、事前に協議し防音設備に十分配慮して下さい。
9. 危険物・高圧ガス等の貯蔵・使用は禁止されています。

10.地震時の転倒防止対策を行って下さい。

11.外から見える窓にブラインド等を設置される場合は、外観上の統一性を図るため、ベージュ系の色を希望します。

## II. 建築内装関係

1.賃貸借物件内部仕上げは原則として不燃材または準不燃材を使用して下さい。

2.共用部との区画については、共用部側は必ず不燃材として下さい。

3.賃貸借物件出入口部分の床面は、共用通路と同じ高さで計画して下さい。

4.防水工事が必要な場合は、事前に十分協議して下さい。

5.設備工事に伴う天井、壁の開口補強はC工事になります。

6.床の設計積載荷重は 240Kg/m<sup>2</sup>です。重量機器の設置については、事前に協議して下さい。

## III. 給排水衛生設備関係

1.給水設備を設ける際は逆流防止構造として下さい。

## IV. 空気調和設備関係

1.空調用の吹出し口・吸込み口・サーモスタットの配置については、気流分布等を妨げないようにして下さい。

## V. 電気設備関係

1.最大需要電力は、限度内で計画して下さい。

2.積算電力計は、電気設備シャフト内に取付けてあります。

- 3.水気及び湿気のある場所に使用する回路には、漏電遮断器を使用して下さい。
- 4.賃貸借物件内の天井及び壁に沿う配線（電力・弱電・防災工事共）は、VVF（壁部は配管で保護）を使用する隠蔽配線とし、機器のアースを確実にして下さい。
- 5.貸室内に専用の放送設備等を設置する場合は、非常放送時に中断される回路を設置して下さい。
- 6.本ビルの電気設備は、電気事業法による自家用電気工作物のため、C工事であっても電気主任技術者の保安監督が必要となりますので、工事完了後当方で検査を行います。

## VI. 防災関係

- 1.内装は、原則として不燃仕上げまたは準不燃仕上げ（下地も同様）として下さい。
- 2.クロス張り仕上げについては、国土交通大臣が規定又は認定した防火材料（不燃材または準不燃材）を使用して下さい。
- 3.ブラインド・カーテン・カーペット類は、消防法の規定に適合する防災加工品を使用して下さい。
- 4.間仕切りで仕切られた場合、または、デザイン上、天井より 50cm 以上下がった垂壁、または梁型、格子がある場合は、各々の部分は防煙区画となり、排煙の検討が必要ですのでご注意ください。

## VII. その他

- 1.夜間工事の場合、午後 23 時以降は安全確保のため必ず臨時警備員を 1 名以上配置するものとし、臨時警備員の派遣費用は借主の負担とします。

[臨時警備員] 派遣時間 23 時 00 分～翌朝 05 時 00 分

警備料 1 ポスト 20,000 円 (税別)

※5 時 00 分～23 時 00 分は常駐警備員が勤務しております。

以 上

令和 6 年 10 月一部改訂  
令和 7 年 5 月一部改訂

